

令和8年度金山町職員採用試験

(資格免許職) 実施要領

金山町では、下記により金山町職員採用試験（資格免許職）を実施します。

1 採用職種及び採用人数

資格免許職 保健師：2名
保育士：2名

2 試験の期日、場所

期 日	時 間	試験場	発 表
令和7年 2月15日（日）	<p>【受付】 13:15～13:30</p> <p>【職務基礎力試験】 職務能力試験 13:40～14:40 職務適応性検査 14:50～15:10</p> <p>【面接試験】 15:30～ (受験者数により変動有)</p>	金山町役場	令和8年3月頃に、金山町役場掲示板に合格者を掲示するほか各受験者に通知します。

3 受験資格

昭和55年4月2日以降に生まれ、採用職種の資格免許を有する者または令和8年3月までに取得見込みの者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁固以上（令和7年6月1日以降は拘禁刑）の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (2) 金山町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。

4 試験の方法

職務基礎力試験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等、職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験の職務能力試験（60題）、職員としての職務への適応性をみる職務適応性検査（150項目）を行います。 ※基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。 ※「国内外の社会情勢への理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだことなど）や、ニュース等で報道された内容が出題されます。
面接試験	主として人物評価についての面接による試験を行います。

5 受験手続について

申込用紙は、町ホームページからダウンロードできるほか、金山町役場総務課または横田出張所でもお渡しできます。郵送を希望される方は役場総務課(0241-54-5111)にお電話ください。

6 応募の受付等

申込用紙に必要事項を記入し、金山町役場総務課または横田出張所に提出してください。なお、電話及びメールによる申込みはできません。

申込書を郵送する場合は、その表に赤で「職員採用試験申込」と書いて、簡易書留にて金山町役場総務課に送付してください。

受験票を受領したときは、最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って試験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、または受験票に写真を貼っていない場合は、受験できません。）

7 受付期間

令和7年12月26日(金)から令和8年2月4日(水)まで受付けます。（執務時間中に限ります。）郵便による申込書提出の場合は、2月4日(水)必着で郵送してください。

8 合格者の採用

合格者は採用候補者名簿に記載され、特別な事情がない限り令和8年4月1日付で金山町職員として採用する予定です。

9 試験職種と主な職務内容等

●保健師

母子保健業務

妊娠期から出産期までの母子のサポート、乳幼児の健康（検診や予防接種、健康相談）のサポート、発達についてのサポート

成人保健指導

健診、特定保健指導、予防接種、個人の健康に関する相談へのアドバイスや医療機関との連携、難病の方へのサポート

精神保健・福祉関連業務

高齢者や障がい者の生活環境の整備へのサポート、介護予防事業、要保護児童に関する業務
上記に伴う政策の立案と実施、及び事務作業

●保育士

保育業務

町内にある保育所で保育士としての業務

10 給与・勤務時間等

【初任給】

初任給は以下のとおりです。

試験職種	初任給（月額）	
保健師	大卒	273,900円
保育士	短大卒	220,400円

※就業経験等により加算がある場合があります。

また、人事院勧告等により条例が改正された場合は、その改正に基づき支給されます。

【期末・勤勉手当】

給料月額及び扶養手当を算定基礎とし、年間4.6.5月分（令和7年度）の期末・勤勉手当が支給されます。

【各種手当】

扶養手当、通勤手当、住居手当、寒冷地手当などの各種手当がそれぞれの支給要件により支給されます。

【勤務時間と休暇等】

勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間を含む）

休日：週休日（土曜日・日曜日）及び祝日

休暇：年次有給休暇、特別休暇など

11 保健師人材確保対策給付金について

保健師として採用された場合には、下記の内容の給付金を受け取ることができます。

●対象者の要件

以下のすべてに該当する方が対象者となります。

- (1) 保健師の資格を有している方
- (2) 5年以上継続して勤務できる方
- (3) 町税等の滞納がない方

●給付金の額

基本額として 50 万円を給付します。また、保健師の資格に基づく勤務経験が 5 年を超える方については、1 年につき 10 万円を加算して給付します。(5 年分を上限とします。)

●給付金の支給時期

採用後 6 ヶ月を経過した後に支給します。

●給付金の返還

5 年以上の継続勤務の要件を満たさなかった場合は次により給付金を返還していただきます。

在職期間が 1 年未満の場合 全額返還

在職期間が 2 年未満の場合 支給額の 8 割返還

在職期間が 3 年未満の場合 支給額の 6 割返還

在職期間が 4 年未満の場合 支給額の 4 割返還

在職期間が 5 年未満の場合 支給額の 2 割返還

12 その他

この試験に関し不明な点は、金山町役場総務課総務係（住所：〒968-0011 大沼郡金山町大字川口字谷地 393 電話：0241-54-5111）にお問い合わせください。